

# 農林水産物・食品輸出促進資金制度

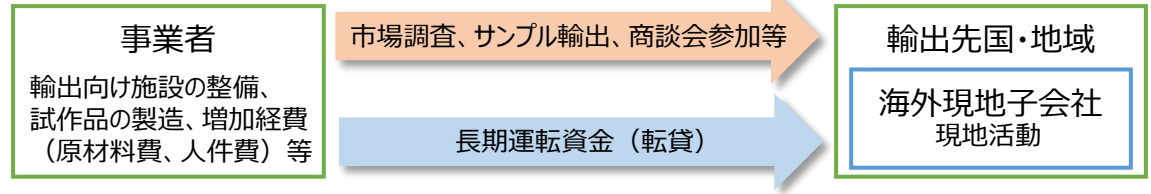
支援対象者	生産者（個人・個社）、加工食品事業者（個社）、輸出事業者・商社（個社）
対象品目	コメ、青果物、肉類、水産物、林産物、加工品
支援内容類型	・金融・税制面での支援を受けたい

支援内容	輸出事業者が認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫が融資を行う資金制度。		
申請要件	・輸出事業計画の認定		
申請先	日本政策金融公庫	公募時期	—

問合せ先：農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 鈴木  
メール：[hiroshi\\_suzuki490@maff.go.jp](mailto:hiroshi_suzuki490@maff.go.jp) 電話：03-6744-2077

概要

- 1 **貸付対象者** 認定輸出事業者（中小企業者、農林漁業者又はその組織する法人）
- 2 **貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 **資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
  - ① **農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用**  
 例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
  - ② **長期運転資金**  
 例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
  - ③ **海外子会社等への出資・転貸に必要な資金**  
 （転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 **償還期限**  
 25年以内（うち据置期間3年以内）  
 （中小企業者は、10年超25年以内）



スタンバイ・クレジット制度

- 輸出の促進に必要な、海外での事業展開に関し、海外現地子会社等が、海外に拠点を有する提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫が信用状（スタンバイ・クレジット）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。

制度利用のメリット

■ 海外での円滑な資金調達  
 日本公庫が発行する信用状を担保に活用し、提携金融機関から円滑に日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができる。

■ 為替リスクの回避  
 現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることができ、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できる。

■ 国内親会社の財務体質の改善  
 海外現地子会社等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できる。

■ 海外での経営管理体制の強化  
 本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができる。